

小田原市監査委員公表第21号

令和3年11月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

令和3年度補助金監査の結果公表

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき、標記監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年度補助金監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

- 1 小田原市観光協会補助金に係る市の財務事務の執行
 - 2 同補助金に係る（一社）小田原市観光協会の出納その他の事務の執行
 - 3 同補助金に係る市の事業管理
- ※ 令和2年度分が対象、所管課は観光課

第4 監査の目的

- 1 小田原市観光協会補助金に係る市の財務事務の執行が法令に適合し、正確であるか
- 2 同補助金に係る（一社）小田原市観光協会の出納その他の事務の執行が同補助金の目的に沿って行われているか
- 3 同補助金に係る市の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、補助金事務の特性に応じて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	監査の着眼点
1	法令・予算議決の趣旨等に適合しない補助が行われるリスク	・補助金交付要綱の目的、対象者、対象事業、補助金額は法令・予算議決の趣旨等に適合しているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・事業計画が補助目的に適合しているか（事業計画を変更している場合、変更の内容と理由は適切か） ・事業計画、交付条件どおりに補助金を使用され事業が行われているか（実績報告にてその確認を行っているか） ・補助事業の効果を検証し、改善をしているか

第6 監査の実施内容

小田原市観光協会補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付決定決裁文書、補助事業変更承認決裁文書、実績報告書のほか、同補助金に係る（一社）小田原市観光協会の帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員及び同協会関係者から説明聴取を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市の小田原市観光協会補助金に係る財務事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、（一社）小田原市観光協会の同補助金に係る出納その他の事務は、重要な点において同補助金の目的に沿って行われていると認められた。

なお、同補助金に係る市の財務事務の執行に関し、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

補助事業の実績報告書には（一社）小田原市観光協会一般会計全体の収支決算書が添付されているが、補助金をどの経費に充当したのかを記載していなかった。市（観光課）は補助金の確定にあたり、補助金の使途を明らかにした実績報告を提出させたうえで審査する必要がある。

- 2 市の同補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。

成果指標として主要観光行事の観客動員数を設定しているが、小田原市観光戦略ビジョンには入込観光客数と観光消費総額という二つの目標があり、観光がもたらす経済効果を測る指標としての観光消費額についても、成果指標に加えて評価する必要があると考える。

また、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、従来からの短期集中型の大型イベントを主軸とした事業のほかに、分散・長期的な事業を実施していくということであれば、そのような事業の効果を測定し、事業の改善に活かせる要素を指標に加えていく必要があると考える。